

フランス第三共和制における議会の予算権限とその  
改革(五)：確立期「議会中心主義」の構造・試論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小沢, 隆一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008672">https://doi.org/10.14945/00008672</a>

# フランス第三共和制における

## 議会の予算権限とその改革（五）

——確立期「議會中心主義」の構造・試論——

小沢隆一

序

一、予算議決過程にみられる「議會中心主義」

二、「議會中心主義」批判の登場

三、「議會改革」論の意義——統治構造の改革におけるその位置をめぐって

四、「議會改革」の実際——一九〇〇年三月一六日代議院議院規則改訂とその後

(一) 一九〇〇年以前の状況

(二) 一九〇〇年三月一六日の代議院議院規則改訂

(三) 一九〇〇年以後の展開

(a) 議院規則改訂をめぐる動向

(b) 「議會改革」をめぐる状況の変化

(以上、三九卷二丁四号・四〇卷一号)

フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革（五）

(c) 「議会改革」における一九〇〇—一九一四年の意義

五、学説の動向

(一) 議会制の変様と学説

(a) エスマンの「半代表制」論

(b) カレ・ド・マルベールの「半代表制」論

（以上 本号）

(c) デュギーの議会制論

(二) 「議会改革」と学説

四、「議会改革」の実際—一九〇〇年三月一六日の代議院議院規則改訂とその後（承前）

(三) 一九〇〇年以後の展開（承前）

(c) 「議会改革」における一九〇〇—一九一四年の意義

前稿（本誌四〇巻一号）では、一九〇〇年の「改革」以降、第一次大戦勃発までの時期における「議会改革」問題の推移をみた。それでは、この時期の事態は、「議会改革」の展開の中でいかなる意義を有するものとして、とらえられるべきか。

一九〇〇年の「改革」は、すでに繰り返し述べているように、それ以前から進められていた「議会改革」の構想に照らしてみるならば、それ自体としては、「控え目」なものに留まった。これは、この「改革」の標的であった「議会中心主

義」の政治システム、それについての議会内でのコンセンサスの当時におけるありようを反映するものであった。すなわち、アロンディスマンを基礎単位とする「小選挙区二回投票制」に基づく下院（議員）がその強力な（中央・地方にまたがる）予算権限を行使して推進する「議会クライアンテリズム」（＝地方的利益誘導政治）、これにもっぱらに依拠する勢力が議会内に滞留ないしは進出し、しかもそれが、急進派を中軸に右は穏健共和派から左は社会主義派とイデオロギー的傾向を越えて広がっていた、という当時の事情に規定されていた。そして、これらの勢力が、一九〇〇年に始まる「急進共和制」を支える院内基盤となる。「急進共和制」は、議会共和制の理念、すなわち議会（その背後には普通選挙権によって議会に影響力を持つ主権者国民が控える）内の幅広い共和派に支持された内閣が「共和主義」的施策を推進するという観念に依拠しながら成立した。これは、「議会中心主義」のイデオロギーそのものである。「議会改革」が院内で議論されているまさにその時、「議会中心主義」は、イデオロギー的には「全盛」を迎えるのであって、「改革」の収縮もこのあたりに根拠があると思われる。

しかし、「議会中心主義」体制の変様は、まさしくこの「急進共和制」の時期から始まる。「議会中心主義」は、地方政治への中央の関与を議会（議員）のルートに一元化することによって成立してきた。急進党内閣は、地方当局の「共和主義」化を促進すると同時に、従来、議会が独占してきた地方財政への統制権を行政権に一部委譲する改革を実施した。これによって、「議会クライアンテリズム」と呼ばれる状況は、部分的に解消へと向かう。いわゆる「選挙予算」なる現象が一九〇〇年以降はあまり取沙汰されなくなるのは、このような事情を物語っているように思われる。もっとも、これによって中央の地方に対する利益誘導はなくなったわけではない。地方行政事務の増大にともなって、全体としては中央統制はむしろ強化の方向を示す。そして、従来、専ら議会というルートを通じて展開してきた利益誘導政治が、行政（内閣―県―市町村）のルートも得て、「構造化」することになる。しかしともかくも、「議会中心主義」を固有に支えてきた「議

会クライアンテリズム」はその影を薄くしていくのである。そして、このような動きを集大成する形で、比例代表制の導入問題が持ち上がる。この問題によって、「議會中心主義」のシステムにとって不可欠の要素であった「小選挙区・二回投票制」が当の代議院でコンセンサスを失うに至り、ここに「議會中心主義」は、もはやその実体を喪失することになる。かくして、「急進共和制」は、「議會中心主義」の「確立」というそのイデオロギー的表象の裏で、「議會中心主義」の崩壊を準備した時期といえることができる。

こうした「議會中心主義」の崩壊は、根本的には、フランス帝国主義の確立という事態によって規定されている。「急進共和制」が展開した諸種の「共和主義」政策も、部分的には帝国主義政策と矛盾する内容を含みつつも(例えば「兵役二年制」)、全体としては帝国主義確立の「露払い」的性格が見てとれる。政教分離、教育の世俗化は「単一の共和国フランス」の観念の国民的浸透にとって不可欠であったし、これらが土台となつてこそ、軍隊内にも「共和国への忠誠」(＝愛国心)を育成することが可能となるのである。そして、「議會中心主義」の下で肥大化した議會の予算権限は、帝国主義的対立とりわけドイツとのそれが激しくなる中、まず軍事予算の分野において後退を余儀なくされるようになる。その際、社会主義勢力を除くすべての院内会派はこれを支持した。もはやここには、「議會中心主義」を支えたコンセンサスは存在しない。

議會の予算権限を縮減する軍拡法を成立させ、第二次モロッコ事件を「対独強硬路線」で乗り切ったポワンカレは、強力な戦争指導を期待されて、一九一三年一月、異例にも、現職の首相から横滑りして共和国大統領に就任する<sup>(1)</sup>。これは、「議會中心主義」体制の下で、「政治的に無責任なるがゆえに無能力」という観念に支えられて確立した大統領の「非政治化」を覆す事件であった<sup>(2)</sup>。また、最後まで「議會中心主義」の「孤島」を守つた社会党も、一九一四年八月、第一次大戦が勃発するやいなや、戦争遂行に加担する。第一次大戦のさなかには議會の財政権の制限はさらに進行するが<sup>(3)</sup>、これは

「戦時体制」の問題として固有に検討する必要がある。いずれにせよ、「議会中心主義」は、帝国主義体制が構築される中で、徐々に執行権優位の体制へと移行を余儀なくされる。「議会改革」は、この時期、決してドラスティックな展開をみせたわけではないけれども、その目論見は明らかに達成の方向で推移する。ここに、この問題での一九〇〇年から一九一四年にかけての時期の意義がある。

かくして、一九〇〇年の「改革」は、その控え目な内容にもかかわらず、それが契機となって進行したその後の事態を含めて考えれば、フランス議会とその予算権限の「帝国主義的再編」の「画期」としての意義を十分に有するものといふことが出来る。<sup>(1)</sup>

(1) 中木前掲書(上)三五八頁以下参照。

(2) Cf. Jaze, La présidence de la République, R. D. P. 1913, p. 118et.s. なお、ジュエズは、ポワンカレの大統領就任の状況を次のように述べる。「国民の中では一般に次のように評価されている。すなわち、対外政策の状況は、執行府の長に、一年間フランスの政治をうまく運営し、列強との協調の中でのフランスの優越的な地位を確保し、そして、首相として内政を堅実に指揮した人物を要求した。この世論の圧力が、議会の抵抗に勝利したのである。」ibid., p. 118.

(3) 例えば、一九一四年八月五日法、一九一四年二月二六日法など。法律の正文については、B. L. nouvelle S., 1914, N° 135, pp. 2278-80, N° 144, p. 3249; なお以下も参照のこと。Jaze, Les finances de Guerre de la France, t. 1, 1915, p. 56et.s., 118et.s. (4) 拙稿「フランス近代予算議決制度の『転回点』——一九〇〇年の下院議院規則改訂とその背景——」日本財政法学会編『財政法叢書七 政治資金』一九九一年参照。

## 五、学説の動向

「議會改革」論議が政界で沸騰していた時期、学問の世界はこれにどのように対応していったのか。学説は、当時の議會制の変様をどうとらえたのであろうか。

一九世紀末から二十世紀初頭にかけて、フランスでは大学法学講座の編成が進み、エスマン、オーリュウ、デュギー、カレ・ド・マルベル等々の碩学の出現とともに、現実政治と相對的に區別されうる公法（憲法）「学」が成立した<sup>(1)</sup>。すでに述べたように、一八九四年、複雑化する立法作業に対応するための議員たちの「学習・情報誌」、『政治・議會雜誌』と時を同じくして、憲法・行政法・政治学を網羅する「学界誌」として『フランスおよび海外の公法・政治学雜誌』（*Revue du droit public et de la science politique en France et a l'étranger*）以下『公法雜誌』と略す）が創刊されたのは、かかる事情をよく物語っている。

しかし、このことは、自己のアイデンティティを確立した「学界」が当時の政治状況と無関係に議論を展開するようになったことを意味しない。むしろ、以下で説明するように、当時の学説は、こと議會制の問題については、フランスでの現実政治の動向に密接にコミットしながら、その理論を構築していった。従来、わが国におけるフランス憲法学説の研究は、これら学説の議會制論とそれが形成された当時のフランス議會政治の状況との関連をあまり重視してこなかったように思われる<sup>(2)</sup>。しかし、本論文での今までの分析がとりあえず明らかにしたように、当時のフランス議會制は「議會改革」論議によって大きく揺さぶられていた。その政治的脈絡もすでに明らかにした通りである。このフランス議會制の「世紀の転換期」に同時進行で生み出された学界の議會制論を、これと無関係に形成されたかのように考察する方が不自然である。そこで、以下、当時の学者たちの議會制論が、「議會中心主義」「議會改革」に対してどのような姿勢をもって形成さ

れているか、また、それが彼らの憲法学の「方法論」とどのように関わっているか、を中心に検討を試みる。

(1) フランスにおける憲法「学」の成立の状況については、以下参照。宮沢俊義「フランスにおける憲法学と政治学」「公法の原理」

一九六七年所収、高橋和之「エスマンとデュギー」杉原泰雄編『講座・憲法学の基礎四 憲法思想』一九八九年所収。

(2) この点では、高橋和之の『現代憲法理論の源流』(一九八六年)(特に第一部)が貴重な先駆的作業といえる。

## (一) 議会制の変様と学説

一八九〇年代の「議会改革」論の噴出は、フランス近代議会制の変様(Ⅱ「議会中心主義」状況の現出)を前提としていた。この状況変化は、学説のなかにも深刻な影響を与えた。それは、「議会中心主義」状況をどのように把握し評価するか、という「現状認識」の問題から、かかる状況変化を認識するための学問の方法はどうあるべきか、という「方法論」の問題<sup>①</sup>まで広範・多岐にわたっている。この後の「方法論」の問題は、当時の時代状況を学説がどのように把握していたか、を見る上で興味深いものがあるが、ここでは、この問題をそれ自体として取りあげることにはしない。ただし、議会制論の構造に関わる限りで、諸学説の「方法」にもふれてみたい。

さて、当時の「議会中心主義」状況の認識に関わって、これを逸早く理論化し、かつ今日のフランス憲法学にも受け継がれている議論として「半代表制」(le gouvernement semi-representatif または le régime semi-representatif)論があることは周知のことである。なかでもエスマンとカレ・ド・マルベールの「半代表制」論は有名である。これらについては、わが国でもすでに多くの研究の蓄積があり、それによって、彼らの「半代表制」論の理論内容はほとんど紹介し尽くされている観もある<sup>②</sup>。しかし、これらの研究の多くは、議会制の「理論史」上での「半代表制」論の位置づけを主題と



するものであり、これに対して、本稿の主眼は、これらの議論が当時のフランスの「議會中心主義」状況をいかなる視角から把握し評価するものとして構成されているか、という点にある。それゆえ、「半代表制」論についての膨大な先行研究が存在することを十分承知しつつも、これらの議論についての私なりの理解を提示する必要から、最小限の「紹介」を交えながら論を進めざるを得ない。

### (a) エスマンの「半代表制」論

『公法雜誌』の創刊号の巻頭をかざったエスマンの論文「二つの統治形態」が、フランスにおける「半代表制」論の先駆といつてよからう。同論文は、当時のフランスを含め欧米各国が「古典的代表制」(Le gouvernement representatif classique) から「半代表制」(Le gouvernement semi-representatif) へと移行しつつあるという「認識」を提示する。ところで、私が問題にしたいのは、この「認識」の背後にある「価値理念」の「ありか」とこれら「認識」と「価値判断」の関わり方なのであるが、それはひとまず措くとして、エスマンは、この統治「原理」の移行を一言でいって「民主主義的傾向の強化」として把握する。彼はいう。「半代表制は唯一つの目的を追い求める。すなわち、それは、選挙民の多数によって表明された実在する国民の意思を可能なかぎり正確に表現し執行することである」。ルソーの理論に淵源を有するこの「半代表制」の原理は、「ウィルスカ酵素のごとく密かに現代民主制国家において作用し続けている」。

エスマンによれば、「古典的代表制」のもとでは、主権者とされる「国民」は自らは主権のいかなる属性も行使せず、それは国民の名においてその「代表者」が自由に自らの判断で行使する。ここでは、立法、執行、司法等の権力の担当者、原則として「無答責」で、まれな場合を除いて「罷免されない」。この体制では、国民の「代表者」の権力が絶大なものになるが、それは、一連の「分銅」、すなわち立法・執行・司法が「互いにそれぞれの領域について独立・平等な」権力分立制によって是正される。要するに、「古典的代表制」の下では、国民（＝人民）の政治参加は否定されるが、権

力機関相互のチェック・アンド・バランスによって専制の危険から免れるとされる。

これにたいして「半代表制」のもとでは、前述のように「実在する民意を正確に反映する」という原理から、国民によって選挙された立法議会（議員）のみが国民を代表するものとされ、その立法議会も「一院制」化、常設化（会期の自律的決定）の方向をたどり、執行権の立法権への従属（執行権担当者<sup>⑦</sup>の立法権による選任）が帰結する、とされる。エスマンは、こうした傾向を、欧米各国における一院制、命令的委任、レフェレンダム、少数（比例）代表制などの導入例を挙げながら指摘する。

ここまでの指摘だけを見るならば、エスマンの議論は、当時における近代議会制の変様状況を、その「法（政治）制度」上に現れた「形態変化」に着目して要領よく網羅的に「描写」したものといえる。ただしそこには、かかる変様を生み出した「背景」についての考察はないのだが（この点は、エスマンの「方法的立場」に関わる<sup>⑧</sup>）。いずれにせよ、エスマンの議論は、欧米各国の議会制の新動向を幅広く涉猟しながら展開されている。そこに、フランスの「議会中心主義」状況（すなわち、執行権の議会への従属なканすく普通選挙制に基礎をおく下院の優位、代議士への選挙民からの拘束の強化等）もまた念頭に置かれていることは疑いが無い。

しかし、彼のこのような「認識」は、実は「半代表制」にたいする否定的「評価」と結びついている。「半代表制は、これまで指摘したような基準にとどまるならば、単に次のような帰結に到達する。すなわち、人民の意思の正確な実現を確保するという口実のもとで、単一の議会の無制限の専制にいきつく<sup>⑨</sup>」。半代表制が、「いつか完全な形で実現したら、それは法律も統治活動もほとんど無いような状態がもたらされると、私には思われる<sup>⑩</sup>」。「民主主義」の理念が第一義のものとして掲げられるや、それは他の理念（「自由」）を押しつけて専制を生み出すという言説は、大革命以降の「自由主義」思想がおこなった革命の「歴史的総括」（たとえばパンジャマン・コンスタン）であった。この点で、エスマンはまさし

く「十九世紀自由主義思想」の「申し子」であつた。また、当時の「議會中心主義」批判が、「議會の専制」論を軸として巷間でささやかれていたことはすでに指摘したとおりである。エスマンは、この「議會中心主義」＝「半代表制」に対する批判的見地という点では、当時の「議會改革」論と相い通するものを持っていた。おそらく、このような見地なくして、「古典的代表制」と「半代表制」とを区別する「認識」は生まれなかつたであらう。

だが、彼のこのような「議會中心主義」への批判的見地がその「改革」という志向と結びついていくかというところではなかつた。彼によれば、「半代表制」下での「単一の議會の無制限の専制」の危険性は、「半代表制」の制度的メルクマールそのものである比例代表制、命令的委任、レフェレンダムによって自ずと相殺されることになる。「古典的代表制」下での制度的「均衡」を破壊したこれらは、「半代表制」の下で今度は、その「均衡」要素となるのである。かくして、「半代表制」への批判的「評価」自体も、その下での制度的「均衡」が実現されるという「認識」によって「相殺」される。もっとも、こうした「完全な」「半代表制」は、彼の見るところでは、当面「実現しそうにない」代物であつたから、彼としては、「半代表制」的要素が（古典的）「代表制」に接ぎ木され、それによって「代表制」が固有に持っている均衡が破壊されることを警戒するだけでよかつた。例えば、比例代表制に関連して、彼は次のように述べる。「代表制に導入された少数代表制は、議會活動に無用の弱体化と確実な混乱をもたらすだろう。……それは、議會での不動の多数派の形成をほとんど不可能にするだろう……。それは、多数派に基づいてのみ存立しうる議會制にとって死の芽（*un germe de mort*）とならう」。こゝして、エスマンの「半代表制」批判は「古典的代表制」の「世界」に入り込んでくるそれにとする「防衛的」「退嬰的」なものにとどまることになる。このあたりにも、十九世紀自由主義の寵児としての彼の姿がみとれる。それゆえ、それは、現にフランスを支配している「議會中心主義」＝「半代表制」状況を打破し改革するといふ志向とは結びつかない。この点で、彼の議論は「議會改革」論とは一線を画している。

周知のように、「議會改革」論は、「小選挙区制」に支えられた「議會中心主義」状況を打破し、政策によって結集する安定的多数派を議會内に形成するために必要な措置として「比例代表制」の導入を主張していくことになる。エスマンの議論では、こうした当時のフランス議會制をめぐる政治的対抗が、意識的にか無意識にか、見落とされている。「議會中心主義」の下での議員の選挙区への「緊縛」も比例代表制による少数意思の代表も、一括して「半代表制」の下に包摂されているのである。要するに、彼の問題意識は、かかる議會制の現代的変様現象の総体からいかにして「古典的議會制」を防衛するかという点にあり、ここに彼の「半代表制」論の「本質」がある。

エスマンの議論については、このように「古典的代代表制」と「半代表制」とを識別したことに功績があるが、それらの基礎にある（はずの）主権原理を明らかにしなかったという指摘がある。それはその通りだが、ただし、この指摘は、彼の「半代表制」論の批判としては、根本的なものではないように思われる。彼によれば、「半代表制」はルソーの理論にその萌芽があるとされ、その限りでは（ルソー理論の理解の仕方にもよるが）、「半代表制」の基礎に「人民主権」を措定していると言えなくもないのである。エスマンの代代表制論の本質的な問題点とは、次のように把握されるべきものである。

まず第一に、彼のルソーの主権論理解は、一方で、それを「近代の自由」の構成要素としての「国民主権」の源流として位置づけながら、他方で、「近代的自由」の歴史的所産であらうところの「古典的議會制」に對立する「半代表制」の基礎としてそれを措定するという矛盾を含んでいる。しかし、これが矛盾として認識されている形跡がないことから、主権原理をあいまいにしている（「国民主権」と「人民主権」を区別していない）、という評価が導かれてくることになる。その限りでは、「代表制の基礎の主権原理が明確でない」という批判は當っている。だが、問題はそこに留まらない。実は第一の点とも関わって、もう一つの問題がある。それは、彼が「半代表制」化現象として挙げている事例には、実際には彼の言う「半代表制」の標識として適切とは言いがたいものがある。彼が「命令的委任」の具体化として挙げてい

ものは、例えば、アメリカでの「大統領選挙人」の選挙のように、それをもって議會制が「命令的委任」の方向を志向しているとの判断するにはあまりにも「特殊な事例」であるとか、あるいはスイスのカントンでの「議會解散請求」のように、個々の議員が選挙民の意思に「法的に」拘束される「命令的委任」とまったく同列には扱うことができないものであったりする。⑩ ここでも、エスマンは、一方で、「半代表制」概念を「人民主権」に密着させて厳密に構成しているかと思えば、他方で、そこには必ずしも収まらないような政治的実例まで包含する形で、「半代表制」現象をゆるやかにとらえている。⑪ 彼が、「半代表制」の基礎となる主権原理を明らかにしているともいえないともいえるのは、その議論が、以上のような「矛盾」を孕むものであるからに他ならない。しかしにもかかわらず、彼の議論には、この矛盾を媒介しながら、「自由主義思想に基づく議會制の理念」が脈々と流れている。すなわち、一方では、ルソーの「人民主権」論を近代市民憲法原理(エスマンのいう「近代的自由」)の胎内に定位することによって両者の間の対立やあるいは矛盾の構造を陰蔽すること、他方では、「半代表制」の概念の下に議會制のあらゆる新傾向を包摂しこれを彼岸に放逐すること、市民革命以降十九世紀を通じて形成された「古典的議會制」を「純粹な形」で維持しようという意図によって、それは貫かれている。そして、エスマンの議論で真に問題とされるべきは、まさにこの点にある。

要するに、エスマンの「半代表制」論は、「古典的議會制」を擁護する立場から、当時の「議會中心主義」状況もこれに対する「議會改革」の動きも同時に忌避するものとして構成されているのである。

#### (b) カレ・ド・マルベールの「半代表制」論

従来、カレ・ド・マルベールの「半代表制」論は、それが「半代表制」の主権原理的基礎を明らかにしたことから、エスマンのその延長線上でこれを深化させたものとして理解されてきたように思われる。⑫ しかし、一たび当時のフランス議會の状況との関わり方という観点から光を当ててみると、両者の間には、質的ともいえる相違があることがわかる。そ

それは、一言でいって、エスマンは眼前の「半代表制」状況を議會制の「否定態」として把握しているが、カレ・ド・マルベールはこれを基本的には肯定的に受け容れる認識枠組を用意している、ということである。結論を先取りしてしまうと、カレ・ド・マルベールの「半代表制」論は、フランスの「議會中心主義」を「現状」において肯定する議論である。二人の議論は、同じく「半代表制」という言葉を用いながらも、その概念内容を異にしている。そして、この相違は、実は、二人の「方法論」の違いにその源がある。エスマンが、一方で「半代表制」の基礎となるべき主権原理を明確にせず、他方で「半代表制」を「代表制」と切り離して排斥したのが、彼の方法論（古典的自由主義の理念）に根ざしていたのと同様に、カレ・ド・マルベールが、「国民主権」と「人民主権」を原理的に峻別し、「半代表制」を両者の「中間」に位置づけながらも基本的には「国民主権」（＝代表制）の枠内にあるとしたのも、ある意味では、彼の方法論の必然的な帰結であった。そして、この方法論の問題は、カレ・ド・マルベールが当時のフランス議會制をどのように把握したかという問題と密接に関わっているのである。

カレ・ド・マルベールは、(古典的)「代表制」・「半代表制」をめぐる議論の基礎として「国民主権」と「人民主権」の区別を初めて置いたとされる。そして、それによって、エスマンが先駆的に提唱したが不十分にしか展開しなかった「半代表制」論を完成させたものとされている。しかし、この「国民主権」・「人民主権」の区別論が、彼の法学方法論に固有な枠組であったということであれば、彼のこの方法論の意義の検討を踏まえずに、その「半代表制」論の評価も下すことができないものと思われる。

私は、別稿で、カレ・ド・マルベールの「国民主権」・「人民主権」の区別(峻別)論の方法的基礎には「法実証主義」と「国家法人説」という理論枠組が存在していると指摘したことがある。それは、大要、次のようなことである。まず、彼は「国民主権」と「人民主権」を区別する場合、それらを相い並び立つ二つの主権原理として措定しているわけではな

い。彼がこの二つを区別する場合、そこには、「主権原理」としては「国民主権」しかありえない」すなわち、ルソー理論に基づく「人民主権」は「個々の市民」に主権を分属させる議論であって、それは「主権否定」「国家解体」の論理である、という意味が同時に含まれている。そして、主権の主体としての「国民」(Nation)とは、自らは主権を行使しない「国民代表」(representant national)によってそれは行使される(「集合的・抽象的存在」(être collectif et abstrait)であり、同時に「国家」とはかかる「国民」の「人格化」であって、結局、彼の「国民主権」論は、「国民」国家主権論というべきものである。こうした理論枠組からすれば、「国民主権」と「人民主権」が区別(峻別)されるのは、いわば当然である。そして、彼の「半代表制」論が、「国民主権」原理に基礎を置くものとして論じられるのも、これまた当然のこととなる。そして、こうした「国民」国家主権論の基礎には、彼の「法実証主義」という方法、すなわち実定法としてそれを制定する国家に先行し優越する法の存在の否定と、「国家法人説」、すなわち「国家の自己制限」としての法は国家自らに向けられる(「法人」たる国家はその権限を法によって規律された「機関」を通じてのみ活動する)とする「法治国家」の原理、とが存在する。この二つの方法は、前者が、国家形成に先行する「社会契約」の存在を否定すること、民主的統合の原則がア・プリオリに措定されることを排除し、後者が、国家権力は法の規制をうけた「機関権限」として行使されるとすることで、「国家権力の絶対性」を峻拒することによって、主権(国家権力)はいかなる自然人にも固有に帰属するものではないという「ネガティブな射程」(portée négative)を有するカレ・ド・マルベールの「国民主権」原理を基礎づけているのである。

カレ・ド・マルベールの「半代表制」論が「国民主権」原理に基礎を置きながら展開されるのは、以上の枠組からの当然の帰結であった。そして、このことは、彼の「半代表制」論をエスマンの議論と比較した場合、当時のフランス議会制の「認識」としては、客観的事実をより正確に反映するものとなっている、という結果をもたらした。カレ・ド・マルベール

ルによる「半代表制」論の主権論的基礎づけの意義は、エスマンがあいまいにしたそれを彼が明確にしたということ、そのこと自体に存するのではなくて、エスマンが眼前の事実（「議會中心主義」状況）を、誤認して「半代表制」人民主権の枠組でこれを捉えようとしたのを、それをあくまでも「国民主権」近代議會議會制の延長線上の事態として把握した、その意味において「半代表制」の主権的基礎を明らかにした、という点にある。彼は述べる。「依然として確かなことが一つある。フランス憲法の現状においては、選挙民も議員も国民の意思の主人であると真に自称することはできない、ということである。なぜならば、国民の意思の形成は、議會にも選挙人団にも排他的に依存していないからである。かくして、フランスにおいては、国民主権の原理は、その当初のネガティブな射程を保持しており、それは国民の意思の力のあらゆる絶對的な掌握を排除し続けているということとを、認めざるを得ない」。「（半代表制）という引用者）この名称は、この統治形態が当初存在していた代表制の変化から生まれたということのみから出てきたわけではない。それは、半代表制においては、依然として代表制の諸原理が支配的であるということをもまた、示そうとしているのである。代表制の諸原理は、市民は選挙の力を通じてしか、且つその限りでしか国家意思の形成に影響を及ぼすことが許されていないという、そのことによって、支配的なのである」。

カレ・ド・マルベールは、「代表制」〔純粹代表制〕*pur régime représentatif*〕が「半代表制」へと変様していく要因を、①選挙人団の影響力の増大とりわけ普通選挙制成立以後のそれと、②議院内閣制（*régime parlementaire*）の成立による選挙の機能変化（権力間の対立の人民による決裁）と「世論の支配」（*le gouvernement d'opinion*）の実現に見ている。ただし、彼は、こうした状況の中でも、あらゆる「絶對的権力」を排除するところにそのアイデンティティを有する「国民主権」とそれに基づく「代表制」の「法的」原理は維持されるとする。彼はこれらの議會議會制の変様状況を「法原理」と區別された「事実」の問題として把握する。例えば、次のように述べる。「實際のところ、人民は、未だに原



則としては代議士を指名する権能しか有していない。一八七五年憲法によれば、人民は法律の制定に関与しない。それは両院にのみ帰属する。憲法の改正自体も選挙人団の何らの介入なしに着手・実施される。しかし、フランス人民は、憲法によって当初から与えられている控え目な役割に満足していない。人民は、選挙という作用から派生する事実の力（la puissance de fait）を利用して、完全な指導的作用とは言えないまでも、少なくとも一定の影響力を行使することを、そしていづれにせよ、その被選出者の行動や判断に対する効果的な統制を行使することを、主張した。被選出者としては、もし再選を望むのであれば、彼が選挙区から受け取った指示に従うか、あるいは、多少なりとも重要な問題について選挙人の公式の不支持にその身をさらすことのないようにする必要を感じた。事物の力そのものによって（Par la force même des choses）、普通選挙制の創設は、この選挙人団の力と被選出者の従属を格段に増大させる結果をもたらした<sup>(42)</sup>。「議院内閣制と代表制の結合から帰結される混合の体制（le système mixte）においては、人民は、とにかく原則として選挙権しか有していないが、そして、本来の意味の立法者にはならないが、人民の代表は、結局、自己の意思に優越するものとされる人民の意思をまったくは無視できないという、この限りで、一定の範囲で（dans une certain mesure）、人民はその代表によって決定されるべき事柄について固有の意思を持つ権能を法的に与えられたものとなる<sup>(43)</sup>」。

これらいずれの議論も、法的には代表の指名という効果しか持たない選挙が、普通選挙制や議院内閣制といった制度枠組のもとで事実上果たす機能に着目して構成されていることがわかる。カレ・ド・マルベールの「法実証主義」という方法<sup>(44)</sup>は、「法」と「政治」、「法学」と「政治学」の区別を伴うものである。しかし、それは、彼がその「半代表制」理論を構成する上で、法的ではない（政治的な）「事実」を認識の外に置いたことを意味しない。彼の「半代表制」論は、一方の「法的原理」に基づく法学的構成と、他方でのそれとは区別（峻別）された政治的事実の認識との「総合」の上に成り立っている。これは、エスマンの「半代表制」論が、「法的事実」に基づく法学的構成しか理論的には用意せず、そのこ

とによって、その「半代表制」の法学的概念と議會制の政治的現実との溝を埋めることができなかつたこととの對比で言  
えば、その認識論的な発展は歴然としている。カレ・ド・マルベールが、「半代表制」ひいてはそれを含む近代市民憲法  
の代表制一般の下での「選挙民による代表の拘束」が常に法的性格を持たない「政治的事実」に存することを示したのは、  
認識論上の偉大な進歩である。<sup>(5)</sup>このことが前提とされて初めて、近代議會制の個々の歴史的形態の下での「選挙民と代表  
の關係」の内容と質についての具體的考察が進展しうるのである。

それでは、カレ・ド・マルベールは当代のフランス議會制をどう認識したか。彼は、前述の選挙という「事実の力」云々の  
引用文に続けて、次のように述べる。「とりわけこのことから、各代議士は、多少なりとも特別にその個々の選挙区の  
代表 (le représentant de son collège particulier) となる。……代議士は国民を代表するという原則は、事実によって  
裏切られる。諸憲法が、被選出者の選挙人への従属を予防しようとどんなに用心しても、また、代議士をその選挙区から  
の委任のあらゆる縛りから解放しても、諸憲法は選挙人を完全に中立で公正なものとすることはできない。したがって、  
各代議士が、彼らの選挙人の感情を反映させるだけでなく、彼らの個別的利益 (intérêts particuliers) に奉仕すること  
に精を出すのは、自然の成り行きである。代議士に国民のみを代表せよというのは、不可能というものである。もし、  
ある候補者が、票を得んとする選挙人会にたいして、あえて彼らの個別的利益ではなく、もっぱら国家的利益のみを擁護  
するべく努力すると宣言するならば、彼は確実に落選するであろう。<sup>(6)</sup>ここでも「法」と「(政治的) 事実」の区別という  
彼の方法が貫かれているが、それと同時に、「代議士の選挙民への従属という事実」が、実は、個々の選挙区、それも  
その個別的利益への従属という「内容」を持つものであることが把握されている。代議士の従属の問題を、一たび法の領  
域から政治的事実の領域へと解き放つや否や、議會制の一歴史的形態の下でのこの従属の歴史的に固有な質についての科  
学的認識が進む。すでに本論文で詳しく説明してきたように、「選挙区の個別的利益」に代議士が拘束される様は、小選

挙区制と地方行政システムとの結合という「議會中心主義」に固有な歴史的條件の産物であった。

かくして、カレ・ド・マルベールの「半代表制」論は、少なくとも、この「代議士の選挙民への従属」の内容、その質にも言及されているという点で、第三共和制の「議會中心主義」の客觀的事実を「反映」したものとなっている。もっとも、そこには、こうした「議會中心主義」がなぜ(何によって)現出したのか、についての分析はない。彼の考察は、あくまでも、法的「制度」の政治的「機能」にまで拡張されたところで止まっており、そのような機能を支える社会的基盤・条件についての(本論文でおこなっているような)言及はない<sup>37)</sup>。その点で、彼の「議會中心主義」認識は、その客觀的事実の一定の反映を含んではいるが、現状「肯定」的、現状「固定」的認識という刻印を帯びている。例えば、それは、議會と執行府との關係の把握や「立法」の觀念、「比例代表制」に対する姿勢などに見ることができるといえる。

まず、カレ・ド・マルベールは、「フランス公法(すなわち第三共和制憲法―引用者)は、権力の分立を認めているか」と自問し、これに否と答える<sup>38)</sup>。この場合の「権力分立」とは、國家權力を三つの異なる權力に「分割」(division)し、實質的作用を「區別」(specialisation)し、それらを独立で対等で相互に関わりを持たない別々の機關に委ねる体制のことである<sup>39)</sup>。彼はこれがモンテスキューの「権力分立」理論であるとするが、このようなモンテスキュー理解の可否は別として<sup>40)</sup>、ともかく、フランス公法の体制は「権力の分立」(séparation des pouvoirs)制ではなく「権力の階層」(gradation des pouvoirs)制であると述べる。また、次のようにも述べる。「この権力と權威の位階制(hierarchie)のなかで、立法府は最高の權力を有する。それは、始源的なかたちで規範を定立し、とりわけ、自由に法を創造する。それが制定する規律は、國家の最高の創設的な法秩序を形成し、したがって、立法機關以外のすべての國家機關を拘束する<sup>41)</sup>」。このような認識の背後には、國家權力の主体で法人たる國家の「統一性」を確保するためには、「最高の國家機關」が存在しなければならぬという彼の國家法人説の立場もあるが<sup>42)</sup>、立法府＝議會がこの「最高機關」であるという認識が「議會中心主義」

状況の反映であることも、また否定できない。彼は、立法府の優位を「立法」と「行政・司法」との間の形式的効力の差異から導き出した後で、次のように述べる。「その上、立法機関の優位性は、いわゆる立法行為すなわち立法という特殊な形式をとって行われた行為の力の優越によってのみ示されるわけではなく、この優位性は、執行権それ自体の行使に関わっても顕現し続ける。実際に、フランスで現在成立している議院内閣制 (le régime parlementaire) においては、執行活動は、議会自体によって直接行使されていないとはいえず、少なくとも、議会から派生し、議会の統制と後援のもとで行政・統治をおこない、最終的にはその行為のすべてについて議会に責任を負う内閣によって行使される。実際のところ、このことによって、議会は、立法権同様に、執行権の主人 (maîtres) となった。ここでは、その最高の意思は、もはや立法形式をとる行為によらない。その形式のいかんをとわず、その意思の表明、要望、決議、議事の進行あるいはその動議は、執行活動の一般の方針のみならず、この活動の実施を構成する個別的な決定までをも、優越的な形で、確定する。この観点からは、執行権は、フランス法においては、支配された下位の権力 (une puissance dominée et d'un degré inférieur) という特質を有する<sup>(4)</sup>。こうした執行権の議会への従属は、「セーズ・メ事件」を契機として第三共和制憲法の「当初の規範構造」をなかに歪曲する形で進じたのであるが、カレ・ド・マルベールはこれを、フランス公法が採用する体制として把握する。しかし、これは、第三共和制憲法の「法規範」からの演繹というよりも、憲法運用という「政治的事実」をも包み込んだ「議会中心主義」の実態からの帰納によって構成された体制認識といえる。その意味で、彼は、「議会中心主義」状況を所与として受け取りながら、これを認識しているのである<sup>(5)</sup>。

こうした認識の構造は、カレ・ド・マルベールの「立法」観念についても当てはまる。彼によれば、国家作用としての「立法」は、その内容によってではなく、その形式によって定義される。「法的地からすれば、国家の活動は、その目的あるいはその内在的性質 (nature intrinsèque) から引き出された純理的な考察 (considérations rationnelles) によ

てではなく、憲法によって規定されたその外的な内容（*tenour externe*）とその法的効果に関わる実定的素材によって規定され分類されなければならない。そこで、憲法は、種々の国家活動の性格づけと法的効果を、機関の形式の問題に求めている。かくして、立法機関によって立法の形式で発せられた決定は、憲法上の用語法においては、その内容や内在的性質のいかに関わらず、法律という名称を常に持つ<sup>66</sup>。確かに、一八七五年憲法は、立法権について、「立法権は両院、すなわち代議院と元老院によって行使される」とだけ規定している。カレ・ド・マルベールは、このような法文上の表現などを根拠に、次のように結論づける。「フランスの諸憲法は、共和暦八年（の憲法—引用者）以来、革命期の諸憲法と異なり、もはや列記という方法や、ましてや原則の定義という方法によって、法律の内在的性質とは何かとか、立法の領域にとりわけ含まれる事項は何かとかを決定することはなくなった。この点についての沈黙は、諸憲法が新たに法律の形式的側面しか認めなくなったことを証明している」<sup>67</sup>。「フランスの実定法によって与えられた素材によれば、以下が、法律の憲法的観念である。すなわち、法律とは、何よりも、立法という形式をとって立法議会によって発せられる決定のすべてである<sup>68</sup>」。フランス憲法は「形式的立法の観念」しか持たない、というネガティブな規定は、立法はあらゆる事項・領域を無制限にその対象としうる、というポジティブな効果を伴って立ち現れる。もっとも、これはあくまでも、「法的」側面から規定された立法の性格であって、議会の立法活動に社会的な限界があり、執行府・裁判所等の機関が現に一定の国家活動を分掌している、ということを否定するものではない。しかし、この「法的」性格は、従前、執行府や裁判所が所掌してきた事項に議会が「立法」という形式で介入し、これを吸収することを「妨げない」、というところに意味がある。カレ・ド・マルベールは述べる。「実際に、法律の領域は無制限である。それは、行政府の権限として留保し立法権を排除するような事項を憲法が指定せず、それによって立法府は自由にその活動をあらゆる種類の対象に拡大しようというだけなく、法律の領域は無限であるということも意味する。……法律の即時的な力（*la puissance immédiate de la loi*）

は、立法の名称でなされた決定はすべて、一般的な規範であらうと個別的な措置であらうと、国民のみならず立法府以外のすべての他の国家机关に対して、…優越的な力をもって強制される、という点に存する<sup>49</sup>。このような「立法」概念から、カレ・ド・マルベールは「予算」法律」説を展開するが、この点はひとまず措く(二)で検討)。いずれにせよ、この「立法」概念は、議会が内閣に対する統制を通じて行政権の活動をそのコントロールの下に置くだけでなく、その立法活動それ自体が、個別的な決定の領域に展開していく状況を「正当化」する意味を持っている。そして、そのような「立法」概念の成立が、それを担う機関が国民によって選挙された(国民に最も近い)議会であるという事実にも根拠を有するとされているのをみれば、これは、もはや、「議會中心主義」のイデオロギーそのものであるといわざるを得ない。

カレ・ド・マルベールの議論の「現状維持」的性格は、その比例代表制への姿勢の中にとりわけ顕著に現れる。彼は、比例代表制・利益代表制を「半代表制」出現の一連の「流れ」の中で考察している。しかし、すでにみたように、彼にとつての「半代表制」は、あくまでも「国民主義—代表制」の枠組を維持するものであった。これに対して比例代表制などは「直接制」(government direct)の原理に基礎を置くものとされている<sup>50</sup>。ところで、彼の議論には、「半代表制」を含む「代表制」は「国民主権」に基礎を置くが、この主権原理は「直接制」を排除する、という枠組がある<sup>51</sup>。この認識枠組それ自体の当否は別として、これに従えば、比例代表制は「半代表制」を超える現象として把握されることになる。この点での彼の言い方は微妙である。「原則として、すなわち一七九一年憲法によって創設されたシステムから出発すれば、比例代表制が代表制の傾向と形式的基準と論理的に矛盾することは疑問の余地がない。しかし、ここでは、事実 (faits) が思弁的な論理 (la logique théorique) を上回る。そこで実際には、代表制はその創設者が考えていたのとはまったく別の意味へと発展した。実際に、代議士は、憲法の文言によれば国民のみを代表するべきところ、広い意味で、彼の当選を確保してくれる集団に奉仕するようになる。また実際に、議会の決定は、…多くの場合、党派と特殊利益の多様性

に対応した個別の集団からなる議員の間の交渉と調停の結果である。……フランスやその他の国々において比例代表制を求める思想運動が発展するとしても不思議ではない。フランス法において、たとえこの制度が代表制の本質から引き出される法論理によっては正当化され得ないとしても、また、たとえ代表制と矛盾するとしても、政治的理由（causes politiques）によって、すなわち代表制が被っている事実の変化（les transformations de fait）によって正当化される<sup>(47)</sup>。ここでは、かの「法的」ではない「政治的事実」によって比例代表制を容認しているようにもとれる。しかし、カレ・ド・マルベールの議論は、あくまでも制度としての比例代表制の導入に対する慎重な姿勢によって貫かれている。彼は、比例代表制は代表制の原理に抵触せず、選挙のやり方を修正するだけである、というサリポロスの議論を批判して、次のように述べる。「フランス公法が現在に至るまで比例選挙の純粋な制度を実現してこなかったという事実は、フランスは、この点では真の民主制ではないことを証明するのに、まさに十分である」。「今日、この多数制の手法（多数代表制—引用者）を比例制に取り替えることが提案されている。確かに、この転換はこの領域ですでに始まっている発展の自然な継続、補完のようにみえる。しかし、比例制の創設は代表制の原理に対する新たな侵害であり、この種の統治の新たな歪曲であるということ、説明しておくことが重要であり、サリポロス氏の理論に向けられるべき論駁は、まさしくこの点を無視しているということである<sup>(48)</sup>。また、彼は一九一九年の代議院選挙法が「真の比例制」を実現したものではないとも指摘する<sup>(49)</sup>。要するに、彼の理解するところでは、フランス第三共和制は、「直接制」の原理に基づく比例代表制を未だに実施してはいないという意味において、「国民主権」と「代表制」の原理を維持する「半代表制」である。そして、比例代表制導入論に対しては、この原理的相違を無視しているとして、冷水を掛ける。議論を展開しているのである。かくして、カレ・ド・マルベールは、その方法枠組に基づいて、一方で、比例代表制への動きを「政治的事実」として認識しつつも、他方で、これを「法的制度」として確立することに消極的な姿勢を取っている、といえよう<sup>(50)</sup>。

以上の議論全体を通じて言えることは、カレ・ド・マルベールの「半代表制」論は、本論文が縷々明らかにしてきた「議会中心主義」状況、すなわち一八九〇年代に確立し二十世紀を迎えるとともに動揺にさらされるに至るフランス議会制を現状固定的に「描写」する認識論であるとともに、これを前提として法原理をも組み立てることによってそれを現状維持的に正当化する実践的理論でもあった。

(未完)

- (1) Cf. M. Deslandres, *La crise de la science politique*, R. D. P., t. 13, 1900, t. 15-6, 1901; Salles, *Y a-t-il vraiment une crise de la science politique?*, R. P. P., t. 36, 1903.
  - (2) とりまえず、以下参照。杉原泰雄「いわゆる半代表制 (Le gouvernement semi-representatif) の構造について」一橋論叢 六五巻一号一九七二年、同「国民代表制」清宮四郎・佐藤功・阿部照哉・杉原泰雄編『新版 憲法演習Ⅱ』一九八〇年、樋口陽一『議会制の構造と動態』一九七三年四二頁以下、高橋前掲書三〇三頁以下、成嶋隆「エスマン以降におけるフランスの議論」法律時報六二巻六号一九九〇年。なお、エスマンの「半代表制」論については、伊藤良弘「ジロンド憲法と『半代表制』」A・エスマンの見解をめぐって」富山大学経済論集三〇巻三号一九八五年、参照。カレ・ド・マルベールの「半代表制」論については、杉原「カレ・ド・マルベールの国民主権論と国民代表制論」田上穉治先生喜寿記念 公法の基本問題』一九八四年所収、塚本俊之「レイモン・カレ・ド・マルベールの議会制論」早稲田大学法研論集五一号五二号一九八九一九〇年、参照。
  - (3) A. Esmein, *Deux formes de gouvernement*, R. D. P., t. 1, 1894, p. 25.
  - (4) Ibid.
  - (5) Cf. Ibid., pp. 15-6.
  - (6) Cf. Ibid., p. 17. 権力濫用にたいする保障としては、それ以外にも、立法院の二院制、執行府における大臣の政治責任・刑事責任、司法部における陪審等もあげられている。Cf. *ibid.*
  - (7) Cf. *Ibid.*, pp. 25-35. ただし「半代表制」の下でも「司法権の独立」は確保されるはず。Cf. *Ibid.*, p. 35.
- フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革 (五)



(8) エスマンの憲法学について、高橋和之は、「近代的自由を保障すべき精神をもって歴史上発展して来た諸制度・諸理論という観点から、それら諸制度・諸理論が相互の論理的関係に基づく体系的なしに羅列的に集大成され」（傍点は原文）ている、と述べている（高橋前掲書八一頁）が、重要な指摘である。実は、こうした彼の憲法学の方法が、その「半代表制」論の構成をも規定しているように思われる。

(9) Esmein, op. cit., p. 35.

(10) Ibid. p. 41. もっとも、エスマンは、「それは、当面ありそうもない」と付け加えることを忘れていなさ。 Cf. ibid.

(11) 高橋前掲書八一頁、一〇九頁以下参照。

(12) 「それ（半代表制—引用者、以下同じ）は、また、この巨大な権力（議会の専制）を相殺しうる自任の分銅を有している。私はそれを、司法権の独立以外に、すでに述べてきた三つのものに見いだす」。 Esmein, op. cit., p. 35. この三つのものとは、比例代表制、命令的委任、レフェレンダムである。「これらは、私が代表制に侵入する脅威として指摘した新作である。体制（代表制）は、すでにそれ自体の分銅を有しているのであるから、それらは弱体化の重要な要因となる。しかし、ここ（半代表制）では、それらは、論理的帰結であると同時に、有益でかつ必要な抑制である」。 ibid.

(13) Ibid. p. 37.

(14) 杉原前掲「国民代表制」二九五頁、只野「フランス第三共和制下の選挙改革（三・完）」一橋研究一五巻四号一九九一年九〇頁、参照。

(15) 伊藤前掲論文四八九頁参照。

(16) Cf. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 6<sup>e</sup> éd., 1914, p. 272et.s. この点も高橋の「ジュリス」憲法学の「羅列的集大成」という性格と関わっている。高橋前掲書一〇七頁注（14）参照。

(17) Cf. Esmein, op. cit. Deux... p. 21.

(18) Ibid. p. 39.

(19) 伊藤前掲論文四八九頁参照。なお、この点に関連して、高橋は次のように述べている。「エスマンは、代表者が選挙民の意思に法的であれ事実上であれ拘束されるべきことを必ずしも『半代表制』の内容として掲げていない。たしかに、『命令的委任』の制度（例えばリコール制）を『対抗力』の一つとして挙げてはいる。しかし、エスマンの論旨では、この制度が欠ければ『半代表

制」がなくなるということではない(高橋前掲書三〇八―九頁)。しかし、私が理解するところでは、エスマンは、理論構成の上では、「命令的委任」を「半代表制」の内容・要素として掲げているが、それにもかかわらず、彼の「半代表制」が、現実の制度実例の裏づけをもって「命令的委任」を要素としているかといえは、そうではない、ということなのである。高橋のエスマン理解は、私のいう後半部分のみを強調しているきらいがある。私の考えは、右のようなエスマンの理論の全体構造を、そのものとして把握するべきであるという点にある。

(20) 杉原前掲「国民代表制」二九五頁以下参照。

(21) 高橋前掲書三〇五頁以下、三二八頁以下参照。

(22) 拙稿「カレ・ド・マルベールの『国民主権』論的方法的基礎に関する覚書」一橋論叢一〇一巻一号一九八九年。

(23) 同上六四頁参照。なお、ルソーの「人民主権」論をこのように理解することの当否については、とりあえず同上六五頁以下参照。ちなみにこの問題はルソーの『社会契約論』における「個別意思」と「一般意思」との関わりの問題にも連なる。この点については、ベルンハルト・グレットウイゼン『ジャン・ジャック・ルソー』(小池健男訳)一九七八年(原著は一九四九年)七〇頁以下参照。

(24) R. Carré de Malberg, Contribution à la théorie générale de l'État, t.2, 1922, p.197.

(25) 渡辺良二『近代憲法における主権と代表』一九八八年四三―四頁、前掲拙稿六七―八頁、高橋前掲書一五七頁参照。

(26) 前掲拙稿六八頁以下参照。

(27) カレ・ド・マルベールは述べる。「実際のところ、国民主権の原理は、国民の能動的な力 (puissance active) の存在を明確にするというよりも、国民の諸機関によって実際に行使される権力を制限し、規制的な条件に従わせるということを目的とする。かくして、この原理は、…とりわけ、ネガティブな射程 (portée négative) を有する。それは、憲法上の機関が保有する権力は、それ自体に由来するものではなく、そして、それ自体の意思の優越性をただ単に確保するためのものでもなく、むしろ、この権力が統治者に対して上位の国民の組織定款 (un statut organique national) から派生し、個人の意思に優越する国民の意思をそのあれこれの担い手から解放することを目的とする」といふべき意味して居る。Carré de Malberg, op.cit. Contribution... t.1, 1920, p.194 note(28)。なお、前掲拙稿七三頁、高橋前掲書一五五―六頁参照。この「特定の個人にせよ人民全体にせよ」あらゆる絶対的権力の否定」というシェーマは、ハンジヤマン・コンスタンの「制限主権」論(「主権は制限された

相対的な形でのみ存在する」のそれと共通する。そして、この限りにおいて、カレ・ド・マルベールは、エスマン同様、「十九世紀自由主義の理念」の下にある。前掲拙稿七〇頁参照。なお、この点では、以下の書物が興味深い検討を行っている。G. Bacot, *Carré de Malberg et l'origine de la distinction entre souveraineté du peuple et souveraineté nationale*, 1985.

- (28) Carré de Malberg, *op. cit.*, t. 2, p. 196 note (29).
- (29) *Ibid.*, p. 383 note (17).
- (30) *Cf.*, *Ibid.*, p. 363 et. s.
- (31) *Cf.*, *Ibid.*, p. 371 et. s.
- (32) *Ibid.*, pp. 363-4.
- (33) *Ibid.*, p. 378.
- (34) 例えは、次のように述べる。「次のように要約することができる。政治学の観点からは、協働 (collaboration) 国家とそれを構成する諸個人の「引用者」は、今日、国家の定義において第一義に置くに値する。反対に、法的な定義は、国家的共同体に固かな力を国家の本質的特徴、最高の属性として措定し続けなければならぬ」。 *Ibid.*, t. 1, Avant-propos XV. 「国家は、法的には、その公法的、憲法的制度を知り、考慮にいれることによつてのみ、これを定義し、その性格と実質的内容を認識し、確定することができる。そして、この方法こそ、本書が国家的法的「一般理論 (la théorie juridique générale de l'État)」を引き出すための導きとする方法である」。 *Ibid.*, p. 2.
- (35) 宮沢俊義の有名な論文「国民代表の概念」(『公法学の諸問題—美濃部教授還暦記念—』一九三四年所収、のちに宮沢『憲法の原理』にも収録)での議論も、実は、同等の水準においてなされた議論といえる。宮沢が同論文の「結論」で、「代表なる表象がひとえに唯名的なもので、その名の背後には何らの法律の実在が存しないこと、すなわちそれが全くのイデオロギーにすぎぬ」と(『憲法の原理』二二四頁)述べるとき、「代表の法的概念」の虚偽性を暴露しこれから解放された上で、「代表の政治的(あるいは、「社会的」)とついてもよい)概念」の構成の可能性が、まさしく可能性として、生まれてくることになる。しかし、宮沢自身は、その「イデオロギー批判」の方法(これについては『憲法の原理』一八五頁以下参照)の狭きゆえに、これを手がけることなく終わっている。
- (36) Carré de Malberg, *op. cit.*, t. 2, pp. 364-5.

- (37) この点については、塚本前掲論文(二・完)法研論集五二号一三三頁参照。
- (38) Cf. Carré de Malberg, op. cit., t.2, p.109.
- (39) Cf. Carré de Malberg, op. cit., t.2, p.20.
- (40) この点については、以下参照。C. Eisenmann, l'《Esprit des loi》 et la séparation des pouvoirs dans Mélanges R. Carré de Malberg, 1933, d'ito, La pensée constitutionnelle de Montesquieu, dans La pensée politique et constitutionnelle de Montesquieu, 1952.
- (41) Carré de Malberg, op. cit., t.2, p.114.
- (42) Cf. Ibid., p.110et.s.
- (43) Cf. Ibid., p.114et.s.
- (44) Ibid., pp.122-3
- (45) これとの関係でカレ・ド・マルベールの「執行権」論については、以下参照。光信一宏「フランス第三共和制下の執行権論」愛媛法学会雑誌十五卷二号一九八八年一七九頁以下、浦田一郎「緊急権の根拠と執行権の観念」杉原他編『平和と国際協調の憲法学—深瀬忠一教授退官記念—』一九九〇年二五九頁以下。
- (46) Carré de Malberg, op. cit., t.1, p.268.
- (47) Ibid., p.271 note(10).
- (48) Ibid., p.327.
- (49) Ibid., pp.327-8.
- (50) 「現代国家において、法律は、行政機関と区別された立法機関の決定と性格づけられるだけでない。そのうえに、とりわけ最高の定款とみなされるのに寄与するものがある。それは、法律を制定する機関に特有の性格、固有の性質である。実際のところ、現代の法律は、市民団によって、あるいは少なくとも市民団のうちの比較的かなりの人数によって選挙された議会の承認を経てのみ成立する。フランスでは、法律は、民選の議会によって直接、制定される。それゆえ、立法機関は、それが一般的な意味の『代表』として広義の国民の機関(organes)であるということだけでなく、市民団の『代表』体であるということによって、行政機関と区別される。(この)代表とは、この代表体と市民団に結ぶ選挙という絆によって、また、今日の議院内閣制によって、…民選議

会が表明した意思が選挙人団の意味に一致するということの意味する。要するに、今日の議会制の国家においては、市民団、あるいは少なくとも選挙人こそが代表議会を媒介として国の法律を制定しているということができる。現代民主主義国家においては、こうした条件の下で、法律は国家の最高意思の表明として現れる」。Carre de Malberg, op. cit., t.1, p.350.

(51) Cf., Ibid., t.2, p.367.

(52) Cf., Ibid., p.195 note(28); p.346.

(53) この点については、杉原『国民主権の研究』一九七一年三三六頁参照。

(54) Carré de Malberg, op. cit., t.2, pp.369-71.

(55) Cf., Ibid., p.466et. s. ならず、高橋前掲書三七八頁以下も参照。

(56) Ibid., p.470.

(57) Ibid., p.474.

(58) Cf., Ibid., p.469 note(1).

(59) この点については、只野前掲論文(三・完)九六頁参照。